

Q

新会社法に基づいて作成しなければならない「決算書」について、説明して下さい。

A

1. 「決算書」の概要

新会社法の施行日（平成18年5月1日）以後に終了する事業年度から、株式会社は事業年度ごとに「決算書」として、計算書類と事業報告及びこれらの附属明細書を作成しなければなりません。

決算書の種類としては、次の6種類があります。

- ①貸借対照表
- ②損益計算書
- ③株主資本等変動計算書
- ④個別注記表
- ⑤事業報告
- ⑥附属明細書

①～④までを「計算書類」といいます。計算書類に⑤～⑥を加えて「計算書類等」といいます。

計算書類に関して大きな変更点は2つあります。

1つ目は、旧法に規定されていた「利益処分案」（又は損失処理案）の作成が、新法の規定から外され、代わりに「株主資本等変動計算書」を作成することになったことです。

2つ目は、「個別注記表」の作成が必要になったことです。旧法では計算書類ごとに付けられていた注記を一つの書類にまとめることになりました。

2. 貸借対照表

「貸借対照表」は、会社の期末における財政状態を示す決算書です。別名「バランス・シート」(Balance Sheet)といえます。

「貸借対照表」は、資産・負債・純資産から構成され、「資産＝負債＋純資産」（あるいは「資産－負債＝純資産」）という関係があります。

「貸借対照表」における財政状態とは、会社の資金の調達状況及び運用状況のことです。

表1 貸借対照表の構造

(資産の部)		(負債の部)	
I	流動資産	I	流動負債
II	固定資産	II	固定負債
	(1) 有形固定資産		(純資産の部)
	(2) 無形固定資産	I	株主資本
	(3) 投資その他の資産	II	評価・換算差額等
III	繰延資産	III	新株予約権

右側の「負債の部」と「純資産の部」が資金の調達状況を表し、左側の「資産の部」が資金の運用状況を表します。

新会社法では、貸借対照表上の「資本の部」が「純資産の部」と呼ばれることになりました。また、その構成及び表示方法も大きく変わりました。

表2 貸借対照表の「純資産の部」の主な項目

I 株主資本	1	資本金	
	2	資本剰余金	①資本準備金
			②その他の資本剰余金
	3	利益剰余金	①利益準備金
			②その他の利益剰余金
II 評価・換算差額等			××積立金
			繰越利益剰余金
	4	自己株式	
III 新株予約権	1	その他有価証券評価差額金	
	2	繰越ヘッジ損益	
	3	土地再評価差額金	

経営相談事例



3. 損益計算書

損益計算書は、会社の一会計期間における経営成績を示す決算書です。経営成績は収益から費用を差引いて計算された利益で示されます。

基本算式は、「収益－費用＝利益」で示されます。

表3 損益計算書の構造

経常損益の部	営業損益の部	売上高
		売上原価
		売上総利益
		販売費及び一般管理費
		営業利益
	営業外損益の部	営業外収益
		営業外費用
経常利益		
特別損益の部	特別利益	
	特別損失	
税引前当期純利益		
法人税、住民税及び事業税		
当期純利益		

4. 株主資本等変動計算書

「株主資本等変動計算書」は、貸借対照表の「純資産の部」の一会計期間の変動額のうち、「株主資本」を構成する各項目の変動事由ごとの変動額を報告する決算書です。

5. 個別注記表

個別注記表は、重要な会計方針に関する「注記」、貸借対照表に関する「注記」、損益計算書に関する「注記」等、今までは各計算書類に記載されていた「注記」を一覧にして、表示する決算書です。新会社法により新たに決算書類として設定されました。

6. 事業報告（新会社法上の「計算書類」に含まれません）

「事業報告」は、以前は「営業報告書」と呼ばれていました。会社の状況について、重要な事項等を記載した説明書類です。しかし、「営業報告書」と違い、会計に関する部分は、報告内容になりません。

7. 附属明細書（新会社法上の「計算書類」に含まれません）

「附属明細書」は、「計算書類」と「事業報告」の内容を、詳細に明らかにするために作成する書類です。

上記の「計算書類等」が「決算書」に該当します。

「計算書類等」は10年間保存しなければなりません。また、「電磁記録」として、作成・保存することも認められます。